

★公的年金等に係る雑所得の速算表

(12月末時点で65歳未満の方) 昭33. 1. 2以降生

公的年金等の 収入金額：A	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
130万円以上 410万円未満	A×0.75 －275,000円	A×0.75 －175,000円	A×0.75 －75,000円
410万円以上 770万円未満	A×0.85 －685,000円	A×0.85 －585,000円	A×0.85 －485,000円
770万円以上 1,000万円未満	A×0.95 －1,455,000円	A×0.95 －1,355,000円	A×0.95 －1,255,000円
1,000万円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

(12月末時点で65歳以上の方) 昭33. 1. 1以前生

公的年金等の 収入金額：A	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
330万円以上 410万円未満	A×0.75 －275,000円	A×0.75 －175,000円	A×0.75 －75,000円
410万円以上 770万円未満	A×0.85 －685,000円	A×0.85 －585,000円	A×0.85 －485,000円
770万円以上 1,000万円未満	A×0.95 －1,455,000円	A×0.95 －1,355,000円	A×0.95 －1,255,000円
1,000万円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

★所得金額調整控除について

●給与収入が850万円を超える方

次の(1)～(3)いずれかに該当する方については、下記の方法で算出された金額を給与所得の金額から差し引くことができます。

(給与の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×10%

(1) 本人が特別障害者に該当する。

(2) 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する。

(3) 23歳未満の扶養親族を有する。

●給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有し、その合計額が10万円を超える方

以下の方法で算出された金額を給与所得の金額から差し引くことができます。

(給与所得(上限10万円)＋公的年金等に係る雑所得(上限10万円))－10万円

●配当等や株式等の譲渡益の申告不要制度について

配当割が課税された配当等や株式等譲渡所得割が課税された株式等の譲渡益について、従来は所得税では申告し、市民税・府民税では申告しないなどの課税方式を選択する場合は、市民税・府民税の納税通知書送達までにその旨を記入した市民税・府民税申告書を提出する必要がありましたが、令和3年分の所得税の確定申告書から第2表住民税に関する事項に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」の欄が設けられたことにより、所得税で申告した当該配当等や株式等の譲渡益について市民税・府民税では全て申告しない場合は、当該欄を記入した確定申告書を納税通知書送達までに提出することで所得税と異なる課税方式を選択することができるようになりました。その場合、市民税・府民税の申告書を改めて提出していただく必要はありません。

所得税で申告した上記の所得の一部を申告しない場合等(※)は原則3月15日までに市民税・府民税申告書を提出する必要があります。その場合は市民税・府民税申告書表面の右下のチェック欄を利用し、課税方式を選択してください。

一部を申告しない場合は、申告書裏面の記入をお願いします。

(※) その他の申告不要を選択できる配当等や株式等譲渡益を有し、確定申告書で申告不要を選択できない方

- ・上場株式等の配当等の支払を受ける方のうち、大口株主等に該当する方
- ・非上場株式の配当等(所得税において申告不要としたものを含む。)を有する方
- ・市民税・府民税において、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けようとする方(翌年度以降も含む。)
- ・株式等譲渡所得割が課税されない株式等の譲渡所得を有する方

(申告書表面 右下)

所得税で申告した特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合

☐ 全てを市民税・府民税では申告しない。

☐ 一部を異なる課税方式で申告する。
⇒裏面に記載をお願いします。

(申告書裏面)

特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の一部を、所得税と異なる課税方式で申告する場合

(左の括弧には所得税で申告した金額を、右の括弧には市民税・府民税で申告する金額を記入してください。)

☐ 総合課税の配当所得()円⇒()円

☐ 分離課税分

・上場株式等に係る配当所得等()円⇒()円

・上場株式等に係る譲渡所得等()円⇒()円

(14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項についても変更後の控除額を記載してください。)

また、確定申告書を提出したが所得税の申告期限(通常3月15日)後、申告不要の記入漏れが判明した場合については、納税通知書送達までに市民税・府民税申告書を提出する必要があります。

令和5年度市民税・府民税申告書の書き方

京都市

★申告が必要な方

所得税の確定申告の必要がない方で、以下の方

1. 令和4年中の所得の合計が、基礎控除額(通常43万円)と配偶者控除額(通常33万円)と扶養控除額(1人につき通常33万円)の合計額を超える方

2. 源泉徴収票に記入されていない所得控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、配偶者や扶養親族にかかる控除など)を受けようとする方

3. 各種申請手続き等で、課税額・所得額等の欄に「0円」等の金額が入った所得・課税証明書が必要な方

★申告書の提出先

………… 令和5年1月1日現在にお住まいの住所を管轄する市税事務所各市民税担当へ郵送又は御来所のうえ提出してください。(※可能な限り郵送での提出をお願いします。)

※控えが必要な方は、事前に申告書の写しを用意し、提出用の申告書とともに提出してください。郵送の場合は、申告書の写しと、切手を貼って宛名等を記入した返信用封筒を同封してください。

●窓口で申告される場合は、「マイナンバーカード」又は「個人番号が確認できる書類」と「本人確認書類」が必要になります。郵送で申告書が提出される場合は、「マイナンバーカード」の両面コピー又は「個人番号が確認できる書類」と「本人確認書類」の写しを同封してください。

★申告期限…令和5年3月15日(水)

申告期限までに申告書の提出が無いと、国民健康保険料の算定等さまざまな制度の適用等に影響が生じる場合があります。

◆申告書の提出先・問合せ先

京都市市税事務所

<所在地> 〒604-8175 京都市中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光(ほうこう)

<交通> 地下鉄「烏丸御池駅」下車4-1出口から西へ約100m

※駐車場及び駐輪場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

<開庁時間>午前8時45分～午後5時まで

(※土、日、祝日及び年末年始は開庁していません。)

●3月16日以降に申告書を提出した場合、所得・課税証明書に申告内容が反映できないことがあります。

令和5年度の所得・課税証明書は令和5年6月1日から発行できますが、申告期限(3月15日)後に申告書を提出された場合、申告した内容が証明書に反映されていない場合があります。その場合、申告内容反映後の証明書が発行可能となるのは、おおよそ申告書提出月の翌月中旬となります。

6月1日以降、早急に申告書の内容が反映した証明書が必要な場合は、申告書の提出の際に市税事務所各市民税担当までお申し出ください。(6月1日とお申し出日のいずれか遅い日から5営業日後に発行できます。)

●6月1日以降に申告書を提出され、その内容が反映した証明書が早急に必要の方へ(郵便請求)

申告書を郵送で提出する際に、併せて証明書の請求を市税事務所各市民税担当へ行ってください。

【郵送で申告と併せて証明書の請求を行う場合の必要書類】

(1) 申告書

(2) 本人確認書類(写し)

(3) マイナンバーカード又は個人番号が確認できる書類(写し)

(4) 市・府民税課税証明等郵便請求書

(5) 手数料(定額小為替 通数分)

(6) 返信用封筒(返送先を記入し、郵便切手を貼ってください。)

(郵便請求書はこちら)

●「個人市・府民税について詳しく知りたい」、「税額の計算方法を知りたい」、「税額試算がしたい」、「税制改正の内容を知りたい」、「申告書のダウンロードや作成をしたい」

(詳しくはこちら)

⇒京都市情報館のサイト内検索で「個人市・府民税」と検索してください。

◆この申告書の書き方は、令和5年1月1日現在の法律に基づいています。

⑬**社会保険料控除**… あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料などをあなたが令和4年中に支払ったり、又はあなたの給与や公的年金から差し引かれた場合には、その全額について控除を受けることができます。
【必要書類】国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、控除証明書

⑭**小規模企業共済等掛金控除**… あなたが令和4年中に小規模企業共済掛金又は市町村が実施している心身障害者扶養共済事業に係る掛金などを支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。
【必要書類】掛金の額と氏名を証する書類

⑮**生命保険料控除**… あなたが令和4年中に生命保険契約の保険料、介護医療保険及び個人年金保険契約などの保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。
【必要書類】生命保険料控除証明書などの支払額を証明する書類

⑯**地震保険料控除**… あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が居住している家屋を保険の目的とする地震保険契約、又は地震等を原因とする火災・爆震・埋没による損害に基因して保険金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分のために、あなたが令和4年中に保険料を支払った場合には、地震保険料控除を受けることができます。なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受ける保険料等に係るものを除く。）に係る保険料等については、従前の旧長期損害保険料控除が適用されます。
【必要書類】地震保険料控除証明書などの支払額を証明する書類

⑰**寡婦控除**… あなたの合計所得金額（※1）が500万円以下で下記のひとり親控除に該当せず、次のいずれかに該当する場合は26万円の寡婦控除を受けることができます。（※事実婚状態の場合は受けることができません。）
（1） 令和4年12月31日現在、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人
（2） 令和4年12月31日現在、夫と死別した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人

⑱**ひとり親控除**… 令和4年12月31日現在、婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、次の（1）（2）の両方に該当する方は、30万円のひとり親控除を受けることができます。（※事実婚状態の場合は受けることができません。）
（1） 令和4年中の総所得金額等（※2）が48万円以下の生計を一にする子を有する。
（他の方の同一生計配偶者又は扶養親族になっている場合は除かれます。）
（2） 令和4年中の合計所得金額（※1）が500万円以下であること。

⑲**勤労学生控除**… 令和4年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、令和4年中の合計所得金額（※1）が75万円以下（うち給与等所得以外の所得の合計額が10万円以下）の場合には、26万円の勤労学生控除を受けることができます。

⑳**障害者控除**… 令和4年12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれか一つに当てはまる場合には、1人につき26万円（ただし、これらの者が特別障害者の場合には、1人につき30万円）の障害者控除を受けることができます。また、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族と常に同居している場合は、1人につき53万円の控除を受けることができます。
障害者
（1）身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている人で、特別障害者でない人
（2）精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、特別障害者でない人
（3）精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人で、保健福祉センター長の認定を受けた人 など
特別障害者
（1）いつも心神喪失の状態にある人
（2）身体障害者手帳の障害等級が、1級又は2級と記入されている人
（3）精神障害者保健福祉手帳の障害等級が、1級として記入されている人
（4）精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人で、障害の程度が、（1）又は（2）に準するものとして保健福祉センター長の認定を受けた人
（5）常に就労を要し複雑な介護を要する人 など

㉑**配偶者控除**… あなたと生計を一にして、令和4年中の合計所得金額（※1）が48万円以下の配偶者や年齢16歳以上の扶養親族がある場合には、配偶者控除や扶養控除を受けることができます。事業専従者は配偶者控除や扶養控除の対象にはなりません。あなたの合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除の適用を受けることができませんが、配偶者の障害者控除の適用のために配偶者を申告する場合は、配偶者の氏名等を記入のうえ、同一生計配偶者のチェックボックスにチェックしてください。

㉒**配偶者特別控除**… あなたの令和4年中の合計所得金額（※1）が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く。）がある場合で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下かつときは、配偶者特別控除を受けることができます。
【必要書類】扶養親族等が国外居住の場合には、戸籍の附票の写し等の親族確認書類及び金融機関の送金記録等の送金確認書類

16歳未満の扶養親族（控除対象外）… あなたと生計を一にし、令和4年中の合計所得金額（※1）が48万円以下の16歳未満の扶養親族がいる場合に氏名等を記入してください。
【必要書類】扶養親族が国外居住の場合には、戸籍の附票の写し等の親族確認書類及び金融機関の送金記録等の送金確認書類

㉓**雑損控除**… あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（令和4年中の総所得金額等（※2）が48万円以下の者に限る。）が令和4年中に震災、風水害、冷害、火災、盗難などにより家屋、家財道具などに損害を受けた金額が一定額を超える場合には、雑損控除を受けることができます。
●雑損控除額は、次の（1）又は（2）のいずれか高い方の金額です。
（1）（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等（※2）×10％）
（2）（災害関連支出額－保険金等で補てんされる金額）－5万円
【必要書類】災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書、り災証明書など

㉔**医療費控除**… あなたが令和4年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるものの合計額が一定額を超えるときは、医療費控除を受けることができます。保険金などで補てんされる金額には、病院などに支払った医療費のうち後日健康保険組合などから払戻しを受けた金額などを書いてください。
●医療費控除額は、支払った医療費（保険金等で補てんされる金額を引いたもの）－総所得金額等（※2）×5％（ただし、10万円を超える場合は10万円）の額です。（最高限度額200万円）
また、あなたが令和4年中にあなた又はあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った特定一般用医薬品等の購入費が1万2,000円を超え、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを受けているときには、上記医療費控除との選択により医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けることができます。
【必要書類】医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書